

農業委員会だより

問い合わせ 市農業委員会事務局（産業振興課） ☎ 227-6081、FAX 227-6254

農業委員会の主な役割

農業委員会は、農地の確保と有効利用、農地の利用の最適化など、農地に関する業務を行う行政委員会です。農地の貸し借りや売買を行う場合や、農地を宅地といった農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続きを行う必要があります。

届出受付：随時

許可申請締切：毎月10日

※締切日が土日祝日の場合は翌開庁日

農業委員会での手続き

	農地を耕作目的で 売買・貸し借り	農地転用	
		自分で使用	自分以外の方が使用
市街化区域	農地法第3条の許可申請	農地法第4条の届出	農地法第5条の届出
市街化調整区域	農地法第3条の許可申請 利用権設定	農地法第4条の許可申請	農地法第5条の許可申請



全国農業新聞を購読しませんか

農業に関する情報を分かりやすくお届けします。
暮らしに役立つ記事も充実しています。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月700円（税込）
- 発行元：全国農業会議所
申し込みは市農業委員会事務局まで



①農地の確保と有効利用

- ・農地の貸し借り・売買・農地転用の審議
- ・農地の利用状況調査（農地のパトロールを実施）

②農地などの利用の最適化

- ・農業の担い手に農地を集積・集約化
- ・遊休農地^{注1}の発生防止・解消
- ・市内で新しく農業に参加する人に対する支援

注1) 耕作に使用されておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地

③農業の担い手の育成・確保

- ・農業の法人化、農業経営の合理化に対する支援
- ・農業一般に関する調査および情報提供

農業者年金で 安心・豊かな老後を

《加入資格》

- 20歳以上60歳未満
 - 国民年金第1号被保険者^{注2}
 - 年間60日以上農業に従事する人
- 注2) 日本国内在住で20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者

《農業者年金の特徴》

- 積立方式で安心
- 加入・脱退は自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更可能
（月2万円～6万7千円）
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金 80歳までの死亡一時金あり

